

喜多見こどもの家 重要事項説明書

＜令和6年4月1日 現在＞

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人純生喜泊会
代表者氏名	理事長 清水 弥生
所在地	東京都江戸川区駒井町3-36-1
電話番号	03-3480-1106

2 事業の目的

事業の目的	近年、少子化が進み、児童人口が減少していく一方、女性の社会参加の進展、核家族により、急激に保育需要が増え、現在の認可保育所だけでは応えきれない待機児解消、多様化する保護者就労形態を踏まえて、延長保育、低年齢児保育を実施し、保育需要に応える保育サービスを展開・提供し、適切な保育水準を確保し運営、地域の子育て支援を総合的に推進し、福祉の向上を図ることを目的としております。
運営方針	めまぐるしく変わる社会環境の中で、休日の公園、夕方の街角、何気ない日常の風景が昔とは全く違っています。昔なら夕方の5時の鐘が鳴っても、公園で元気に走り回る子どもの姿がよく見かけられました。最近では日中でも子どもの姿は減ってきています。近年、休日や下校時に一人で自宅で過ごす児童・保育所での長時間保育児童が増え、こうした状況が実は他者とのコミュニケーションを避けたがるといった現代の子どもの特徴を生み出しています。私たち保育士に今求められているのはこうした子どもたちに真剣に応えてあげられる保育施設の存在ではないかと考えながら、子どもについての様々な問題を保育現場で解決できる保育施設・子どもの問題を抱えている親へ適切にサポートできる施設・子どもの成長に欠かせない地域との連携を大切にしていく中で、次世代を担う子どもたちに明るい未来をと考えております。

3 保育所の概要

名称	東京都認証保育所(B型) 喜多見こどもの家
所在地	世田谷区喜多見3-14-6
認可又は認証年月日	平成14年4月1日
電話番号	03-3749-1079
施設長氏名	能勢 美和子
入所定員(年齢別/受入年齢)	0歳児2名 1歳児6名 2歳児8名 (生後57日から2歳児まで) 【合計16名】
職員数	12名
取扱う保育事業の種類	月極保育・一時保育・障害児保育・延長保育・未就園児預かり事業
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年1度実施し、サービス内容の向上に努めています。
第三者評価の概要	東京都が認証した評価機関による事業評価を3年に1度受け、その結果を情報公開しています。
職員への研修の実施状況	東京都・世田谷区主催の研修を受講、また園内でも研修を実施し、スキルアップを図っております。
嘱託医	小林クリニック

4 開所日・開所時間及び休所日

開所日	月曜日から土曜日まで
開所時間	7時00分から20時00分まで
休所日	日曜日・祝祭日・年末年始(12月29日～1月3日)

5 施設の概要

建物	木造3階建	延べ床面積	68.69 m ²
施設の内容	乳児室・ほいく室 3室 保育室・遊戲室 2室 幼児用トイレ 1個	面積 面積 調理室・沐浴室・医務室・事務室	27.43 m ² 16.59 m ²
設備の種類	準耐火構造、冷暖房		
安全保障	賠償責任保険・傷害保険・火災保険加入		

6-1 職員体制

	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格	備考
施設長	1人	保育士 1人			現場保育士業務兼務
保育従事職員	0人	看護師 0人	1人	看護師 1人	法人出向職員
保育従事職員	4人	保育士 4人	2人	保育士 2人	
保育補助者	1人	0人	1人	子育て支援員 1人	
調理員	2人	栄養士 2人	1人	栄養士 1人	

6-2 保育従事者等の配置

通常保育従事者配置

【月曜日～金曜日】

8:00～17:00	4名	(保育士 2名 その他 2名)
7:00～8:00/17:00以降	2名	(保育士 1名 その他 1名)

【土曜日】

終始	2名	(保育士 1名 その他 1名)
----	----	-----------------

※ その他調理員1名配置しております。

※ 開所時間内には、必ず複数の職員を配置(児童数に応じて加配)し、そのうち常勤の保育士が1人以上保育に当たります。

※ 設置者が過去に事業停止命令または施設閉鎖命令を受けたか否かの別

無 有 (年 月 日)

7-1 安全計画

- ・安全計画に基づき、安全点検・安全指導に取り組んでいます。
- ・職員への研修及び訓練も実施しております。

7-2 保育計画

組・グループ	保育計画
0歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭の育児を認め、共に育ち合う関係を作る ・感覚機能を十分に働きかせやすい環境を作る ・自我の芽生えを大切に受け止め各児童に合わせて援助する ・個別の対応を心がけスキンシップを十分にとりながら心身共に快適な状態を作り、情緒の安定を図る ・一人一人に応じて授乳を進め、健やかな発育・発達(咀嚼力の基本作り)を促す
1歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭の育児を認め、共に育ち合う関係を作る ・感覚機能と運動機能を十分に働きかせやすい環境を作り、外界に対する好奇心や関心を育む ・個別の対応を心がけ、依存欲求を満たし、情緒の安定を図る ・手づかみ食べも見守りながら自分で食べようとする気持ちを育み、食べることの楽しさを共有する
2歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの育ちを保護者と家庭が共に理解し援助する ・感覚機能と運動機能を十分に働きかせやすい環境を作り、外界に対する好奇心や関心を育む ・自分を出せる関係を基に「自分で」「やって」の気持ちを大事にし、それぞれの思いに沿った援助をする ・表現の芽生えを大切に受け止め、仲間と共に遊ぶ喜びを共感する ・身近な物の扱いは信頼関係下で育む ・欲求を十分に満たし情緒の安定を図る。又、葛藤を乗り越えての一貫した対応で見守り援助をする ・食欲や好みをはっきり出せる関係を作り、自分で食べようとする気持ちを育み、噛むことの大切さも伝える
その他 (年間行事等)	保育参観・夏祭り・運動会・クリスマス会・発表会・卒園式等

8 毎日の保育の流れ

(1) 1日の保育スケジュール

別紙園のしおり参照

(2) お散歩のコース

近隣にあります遊歩道・喜多見公園などにお散歩に行きます。

9 昼食等について

昼食・おやつ・ 補食	保護者の方へは、月初に献立表をお配ります。
アレルギー等 への対応	使用する食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら事前に御連絡ください。 御相談の上、除去するなどの対応をとります。 (例)卵・牛乳・そばなど
衛生管理等	集団給食施設届出を世田谷保健所へ届出済みです。 保育士及び栄養士(調理師)は、毎月検便を行っています。

10 入園時に必要な書類等

- (1) 入園申込書・契約書・契約書別紙・児童票・生活状況表・家庭状況届・緊急連絡票・慣らし保育希望届け
・お子様の写真・家族写真(スナップ)

- (2) アレルギーの方は医師の指示書提出

- (3) 保険証・乳児医療証・母子手帳(検診欄)の各コピー・予防接種控え写し

- (4) 保護者身分証明書(現住所確認)

11 保育所と保護者の連絡について

乳幼児の保育所での状況や家庭での状況を相互連絡し合うために連絡帳を活用します。

体温、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況など乳幼児の様子を、保育所側はもちろんですが、保護者も家庭での様子をできるだけ詳細に記入するようにして下さい。

12 保護者の方が用意するもの

- 毎日持参するもの
・着替えセットケース…上服、下着、ズボン、おむつ、ビニール袋
・着替えセット予備・紙おむつ(5枚)・連絡帳

- 園に置いておくもの
・おしりふき(1つ)
・バスタオル(2枚)・散歩用靴下(1セット)
・歯ブラシ・コップ(2歳児のみ)

13 保護者会について

年に2回、開催予定です。保育所からは行事やできごと、保護者の御意見もいただき場としています。

14 健康診断等について

(1) 健康診断

全乳幼児	毎年2回、嘱託医が検診をします。 検診の結果については、児童票(日々の成長記録)及び連絡帳に記載します。
------	---

(2) 身体測定

全乳幼児	毎月1回、身長・体重の測定を行います。 結果については、各児童票(日々の成長記録)及び連絡帳に記載します。
------	--

※その他、乳幼児の日ごろの様子でご心配なことがありましたら保育所に御相談ください。

15 料金

(1) 月極保育料

別紙園のしおり参照

16 支払方法

現金振込払 納付期限:毎月10日	指定口座 口座名義	三井住友銀行 社会福祉法人 純生喜泊会	支店 口座番号	喜多見 2168216
------------------	--------------	------------------------	------------	----------------

17 保育所の御利用に際し、留意していただきたいこと

欠席する場合 又は 登所の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合や登園が遅れる場合は、その日の9時までに御連絡願います。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、降園予定時刻までに御連絡願います。
毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
感染症について	麻疹(はしか)・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、別紙の登園停止期間を経過してから登園してください。
発熱のある場合について	熱が37.5度以上ある場合は、登園を控えてください。
投薬について	医療行為に当たるため原則として行いません。ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき行うことができます。 必要がある場合は個別に御相談させていただきます。
随時に延長保育が必要な場合	当日17時までに、御連絡願います。

18 賠償責任保険の加入

(1) 賠償責任保険の加入

保険会社:損害保険ジャパン株式会社 所在地 新宿区西新宿1-26-1 TEL03-5913-3955

代理店 :エヌシーアイ TEL03-3426-7757

当保育所施設における設備構造上の欠陥あるいは管理上の不備、職員の指導誤り、および提供した食品や飲料に起因して園児や保護者、その他の第三者の財物および身体への傷害によって生じた損害について、法律上負担すべき損害賠償金をお支払いします。

・対人賠償

1事故につき10億円限度(内1名当たり2億円限度※1)

※1- 但し1事故において10億円を超える場合、10億円を越えぬ額を人数分で均等割りした額が限度となる。

・対物賠償

1事故につき500万円限度※2 ※2- 当保育所内でお預かり保管する財物に損害を与えた場合も含まれる(但し紛失は除外)。

(2) 傷害保険の加入

園児をお預かりした時間内において、職員の監督中に生じた園児のケガについて保障いたします。

・園児傷害事故補償※3

- 死亡補償金 206万円
- 入院日額 1,500円
- 通院日額 1,000円

○後遺障害発生時の補償金限度額 206万円

※3- 事故発生から180日以内の死亡・後遺障害、180日以内の入院・通院が対象となります。通院時のお支払いは90日間が限度となります。

19 緊急時の対応方法

(1) 保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

(2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますのであらかじめ御了承願います。

嘱託医	名称 小林クリニック 所在地 世田谷区喜多見2-10-3-101	電話 03-3430-2818
救急隊	管轄消防署名 成城消防署 所在地 世田谷区成城1-21-14	電話 03-3416-0119
警察署	管轄警察署名 成城警察署 所在地 世田谷区千歳台3-19-1	電話 03-3482-0110
世田谷区	世田谷区役所 所在地 世田谷区世田谷4-21-27	電話 03-5432-1111
病院	国立成育医療センター 所在地 世田谷区大蔵2-10-1	電話 03-5494-7300

★当園では緊急時対応マニュアルを定めています。なお、全職員年1回救命講習を受講実施しています。

20 非常災害時の対策

東京都保育支援課	東京都庁	電話 03-5320-4212
消防署	管轄消防署名 成城消防署	電話 03-3416-0119
警察署	管轄警察署名 成城警察署	電話 03-3482-0110
電気	東京シェルバック株式会社	電話 03-3417-1211
ガス	東京ガス 西世田谷	電話 03-3307-6300
水道局	世田谷営業所	電話 03-5451-0911
世田谷区 保育担当部	世田谷区役所 子ども・若者部	電話 03-5432-2324
病院	国立成育医療センター	電話 03-5494-7300
消防計画作成 (変更) 届出書	成城消防署 平成28年8月23日届出 防火管理者 氏名 能勢 美和子	
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練、消火訓練(月1回)と引き渡し訓練、洪水避難訓練、救命救急訓練も実施します。	
防災設備	消火器・誘導灯・三方向避難口・消火設備	
避難場所	第1避難場所 喜多見公園	第2避難場所 喜多見小学校

○保護者との連携方法 緊急連絡先に連絡します。NTT災害用伝言ダイヤル(117)

○避難場所・避難方法 上記避難場所(避難経路は別紙のとおり)

★当園では非常災害時・洪水時の計画を作成しています。

21 保育内容に関する相談・苦情

(1) 喜多見こどもの家 相談・苦情担当

相談・苦情受付担当者 氏名 能勢 美和子(施設長)	電話 03-3749-1079
相談・苦情解決責任者 氏名 清水 弥生(理事長)	電話 03-3749-1079
第三者委員 氏名 大内 倫彦(弁護士)	
受付方法 面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受けます。	

(2) 当保育所以外に、区市町村の相談・苦情窓口があります。

区市町村担当部課名 世田谷区 子ども・若者部 保育認定・調整課 認可外保育施設担当	電話 03-5432-2324
所在地 東京都世田谷区世田谷4-21-27	

22 虐待防止のための措置

(1)当園では人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備をしています。

(2)当園では職員による利用子どもに対する虐待等の行為を禁止しています。

(3)虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修を実施しています。

(4)児童虐待防止に関する法令に基づき、当園における児童の虐待が疑われる状況を確認した際は世田谷区または児童相談所等の関係機関に通知致します。

(5)その他、子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置を取ります。